

令和8年 No.37

○東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

教育先端技術実装化研究推進室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和8年3月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年3月12日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和8年規程第6号

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程（令和4年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学先端教育人材育成推進機構規程の一部改正について

改正理由：教育先端技術実装化研究推進室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (機構長等) 第6条 機構長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充て、<u>副機構長は、学長が指名する理事、副学長又は学長補佐をもって充てる。</u> 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (ユニット等) 第11条 機構に、教育課題に対応した研究開発を推進し、必要な業務を行うため、次の各号に掲げるユニット、<u>データ駆動型教育・政策推進室及び教育先端技術実装化研究推進室</u>を置く。 (1) 教職専門性基準開発ユニット (2) 外国人児童生徒教育推進ユニット (3) 高校教育開発推進ユニット (4) 教師教育高度化ユニット (5) 教育者研修プラットフォーム開発ユニット (6) 次世代組織マネジメント研究開発ユニット 2 〔省略〕 3 ユニット、<u>データ駆動型教育・政策推進室及び教育先端技術実装化研究推進室</u>に、ユニット長又は室長を置き、機構長が指名する学長補佐をもって充てる。ただし、これにより難しい場合は、機構長が指名する教員をもって充てることができる。 4 ユニット長及び室長は、当該ユニット、<u>データ駆動型教育・政策推進室又は教育先端技術実装化研究推進室</u>の業務を統括し、その運営に当たる。 〔省略〕 (組織) 第16条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。	〔省略〕 (機構長等) 第6条 機構長<u>及び副機構長</u>は、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (ユニット及びデータ駆動型教育・政策推進室) 第11条 機構に、教育課題に対応した研究開発を推進し、必要な業務を行うため、次の各号に掲げるユニット<u>及び</u>データ駆動型教育・政策推進室を置く。 (1) 教職専門性基準開発ユニット (2) <u>教育・学習デザイン開発ユニット</u> (3) 外国人児童生徒教育推進ユニット (4) 高校教育開発推進ユニット (5) 教師教育高度化ユニット (6) <u>教育者研修プラットフォーム開発ユニット</u> (7) <u>次世代組織マネジメント研究開発ユニット</u> 2 〔省略〕 3 ユニット<u>及び</u>データ駆動型教育・政策推進室に、ユニット長又は室長を置き、機構長が指名する学長補佐をもって充てる。ただし、これにより難しい場合は、機構長が指名する教員をもって充てることができる。 4 ユニット長及び室長は、当該ユニット<u>又は</u>データ駆動型教育・政策推進室の業務を統括し、その運営に当たる 〔省略〕 (組織) 第16条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長 (2) 副機構長 (3) ユニット長、<u>データ駆動型教育・政策推進室及び教育先端技術実装化研究推進室長</u> (4) 機構に所属する専任教員 若干名 (5) 学長が指名する副学長 若干名 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 〔省略〕 (補則) 第23条 この規程に定めるもののほか、本部、リエゾンチーム、ユニット、データ駆動型教育・政策推進室、<u>教育先端技術実装化研究推進室</u>、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項は、機構長が定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>	(1) 機構長 (2) 副機構長 (3) ユニット長及びデータ駆動型教育・政策推進室長 (4) 機構に所属する専任教員 若干名 (5) 学長が指名する副学長 若干名 (6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 〔省略〕 (補則) 第23条 の規程に定めるもののほか、本部、リエゾンチーム、ユニット、データ駆動型教育・政策推進室、本部管理グループその他機構の運営に関し必要な事項は、機構長が定める。 〔省略〕
--	---